aurra

マネー・ロンダリング防止（AML）

v1.0　2025 年 11 月



aurra.markets

support@aurra.markets

1. はじめに

1.1. Aurra Markets International Limited（以下、「**Aurra**」または「**当社**」といいます。）は、セントルシアにて法人番号 2025-00208 をもって設立された国際事業会社です。

1.2. 本方針は、当社のすべての従業員、および当社がサービスを提供する個人または法人その他の団体（以下、「**お客さま**」といいます。）に適用されます。

1.3. 当社は、適用される法令に従い、必要な措置および手続を講じることにより、事業活動のあらゆる側面においてマネー・ローンダリングを検知、防止し、必要な届出または報告を行う義務を負います。

1.4. 本方針は、契約上の拘束力を有することを意図するものではなく、また、当社に対して契約上の義務を課し、またはこれを課すことを目的とするものではありません。ただし、当社は、金融システムがマネー・ローンダリングの目的で利用されることを防止するための適用法令および規制に従い、第 3 条に定める措置を講じるものとします。

2. マネー・ローンダリングの定義

2.1. マネー・ローンダリングとは、個人または法人その他の団体が、不法に取得した金銭その他の金銭的価値を有する資産について、その出所を隠蔽するため、事業体または金融機関を通じて移転すること等により、正当な資金源から取得されたものであるかのように装う一連の行為をいいます。

2.2. マネー・ローンダリングの対象となる金銭的価値を有する資産には、以下を含みますが、これらに限定されません。

2.2.1. 現金

2.2.2. 有価証券

2.2.3. 有形財産

2.2.4. 無形財産

2.3. マネー・ローンダリングに関連する行為またはその意図には、以下を含みますが、これらに限定されません。

2.3.1. 不法に取得した資産を取得、保有または使用する行為。

2.3.2. 窃盗、詐欺、汚職・公金横領、脱税等を資金源とする不法取得資産について、その取扱いを助長し、またはこれに関与する行為。

2.3.3. 不法に取得した資産に関して、犯罪者またはテロリストもしくはテロ活動に関与する者と共謀する行為。

2.3.4. 不法に取得した資産のマネー・ローンダリングを目的とする手続または仕組みを手配する行為。

2.3.5. 不法に取得した資産の所有権を移転する行為。

2.4. マネー・ローンダリングは、以下のような過程を経て行われる場合があります。

2.4.1. 不法に取得した資産を事業体または金融機関に投入すること。

2.4.2. 一連の金融取引を通じて不法に取得した資産の出所を隠蔽し、その資産の出所および合法性を偽装すること。

2.4.3. 資産の出所および合法性を一連の取引等によって偽装した後、不法に取得した資産を事業体または金融機関から移転または払い出すこと。

3. マネー・ローンダリング防止措置

3.1. 当社は、マネー・ローンダリング防止に関する法令遵守を所管する部署を設置し、疑わしい資金活動の検知および防止、ならびに関係する法執行機関、監督当局または政府機関への届出または報告を行います。

3.2. 当社のマネー・ローンダリング防止に関する法令遵守部門は、以下の業務を行います。

3.2.1. マネー・ローンダリングに該当するおそれのある疑わしい資金活動を監視および検知すること。

3.2.2. 疑わしい活動または事象に関する報告について調査すること。

3.2.3. 疑わしい活動または事象を関係当局に報告または届け出ること。

3.2.4. 当社の従業員に対し、マネー・ローンダリング防止に関する研修を実施すること。

3.2.5. 実施した手続およびその有効性について、当社の監督当局に年次報告書を提出すること。

3.3. お客さまは、当社に提供したすべての情報が、以下の機関または団体を含む関係先に提供される場合があることを確認し、これに同意するものとします。

3.3.1. 当社が設立された国に所在する関係機関または団体。

3.3.2. 当社に送金された資金の送金元となる国に所在する関係機関または団体。

3.3.3. 当社から返金または送金される資金の送金先となる国に所在する関係機関または団体。

3.4. お客さまは、当社がサービスを提供するいずれの段階においても、お客さまの本人確認ならびに当社へ入金され、または当社から送金される資金の適法性を確認するため、追加情報または資料の提出を求める場合があることを確認し、これに同意するものとします。これらには、以下を含みますが、これらに限定されません。

3.4.1. 氏名

3.4.2. 居所情報

3.4.3. 銀行口座を確認できる書類

3.4.4. 税務に関する記録または書類

3.4.5. 公的機関が発行した書類

3.5. 当社は、マネー・ローンダリングの疑いがある場合、以下の措置を講じる権利を留保します。なお、これらに限定されません。

3.5.1. 口座の凍結

3.5.2. サービス提供の拒否

3.5.3. 口座の解約または閉鎖

3.6. 第 3.5 条に関連し、マネー・ローンダリング行為が確認された場合、お客さまは、当社が口座内の残存資金を第 3.3 条に定める関係機関または団体へ移転または送金する場合があることを確認し、これに同意するものとします。

3.7. 当社は、以下のような状況が認められた場合、お客さまの取引または活動についてマネー・ローンダリングの疑いがあると判断する場合があります。なお、これらに限定されません。

3.7.1. 本人確認または取引内容の確認に必要な関連書類の提出をためらい、または拒否する場合。

3.7.2. 通常または従前の取引行動と異なる取引が認められる場合。

3.7.3. 資金の出所を証明するために提供された情報が不十分である場合。

3.7.4. 取引行動の変化または相違について合理的な説明がなされない場合。

3.7.5. 当社内および／または外部において、多数または広範な取引が行われている場合。

3.7.6. 資金の規模が、お客さまによる当社との過去の取引状況またはお客さまの個人的背景と整合しない場合。

4. 記録の保存

4.1. 当社は、お客さまに関するすべての情報を保存する権利を留保します。当該情報は、必要に応じて不当に遅滞することなく取得できる状態で保存し、第 3.3 条に定める関係機関または団体に提出する場合があります。

5. 条項の改定

5.1. 本書に定める各条項は、定期的に更新または改定される場合があります。改定後の本書が何らかの媒体を通じて一般に公開された時点で、お客さまは当該改定内容を確認し、これを了承したものとみなされます。

5.2. 当社の方針、利用規約、取引条件または契約書等について、異なる言語版と英語版の間に矛盾、齟齬または不一致がある場合に、英文版が優先して適用されるものとします。

6. お問い合わせ

6.1. 本書に関するご質問・ご不明点等につきましては、当社のお客さまサポートチームまでご連絡ください。送信先：support@aurra.markets